

青森県協同農業普及事業の実施に関する方針

令和 7 年 1 0 月

青 森 県

目 次

第 1 本県農業・農村の基本的方向と協同農業普及事業の位置付け	
1 本県農業・農村を取り巻く状況	1
2 本県農業・農村振興の基本的方向	1
3 本県の協同農業普及事業の位置付け	1
第 2 普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項	
1 普及指導活動の課題	
(1) 本県農業・農山漁村を支える多様な経営体や人財の育成	2
(2) 経営力の強化等による農業者の所得向上	2
(3) みどりの食料システム戦略の推進による持続可能な農業生産	2
(4) 連携・協働・交流の推進による農山漁村の活性化	3
2 普及指導活動の方法に関する事項	
(1) 普及指導員の活動方法	4
(2) 関係機関・団体等との連携	5
(3) 普及指導計画の策定と評価	6
(4) 情報の収集・発信の強化	7
第 3 普及指導員の配置に関する事項	
1 普及組織の体制	
(1) 農業普及振興室の設置	7
(2) 普及指導活動の体制	7
(3) 農業革新支援センターの設置	8
2 普及指導員の配置	
(1) 農林水産事務所農業普及振興室等に配置する普及指導員	8
(2) 営農大学校に配置する普及指導員	8
(3) 普及指導員の計画的な育成・確保	9
3 農業革新支援専門員の配置	9
4 普及指導員の在任期間	9
第 4 普及指導員の資質の向上に関する事項	
1 人材育成計画	9
2 研修の実施	
(1) 基本的考え方	9
(2) 計画的な実施	9
(3) 内容	10
(4) 方法	10
3 調査研究による資質向上	10
4 人事交流の促進	10
第 5 農業者研修教育の充実強化	
1 研修内容の充実強化	11
2 就農支援の取組の推進	11
3 農業高校等生徒への研修機会の提供	11
4 外部評価の実施	11
第 6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項	
1 実情に即した普及事業の改善	11
2 普及事業の理解促進	11

第1 本県農業・農村の基本的方向と協同農業普及事業の位置付け

1 本県農業・農村を取り巻く状況

本県の食料自給率は、カロリーベースで全国第5位の116%（令和4年度概算値）で、国内有数の食料供給県となっており、米、野菜、果実、畜産物、水産物がバランス良く生産されていることが特徴である。

令和5年における本県の農業産出額は、3,466億円となり、9年連続で3,000億円を超え、20年連続で東北1位を堅持している。

しかしながら、本県農業を取り巻く情勢は、人口減少・少子高齢化の進行に伴う労働力不足や地域コミュニティの衰退、資材価格の高騰、ICT（情報通信技術）の高度化、物流の労働時間規制問題、気候変動等による自然災害の多発、増加する特定家畜伝染病や鳥獣被害への対応など急激に変化しており、これらに対応する施策の展開が求められている。

2 本県農業・農村振興の基本的方向

「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」で掲げる「農林水産業が持続的に発展する社会」の実現に向けて、具体的な取組をまとめた「青森新時代『農林水産力』強化パッケージ」に基づき、以下の取組を関係者が一丸となって展開し、本県の「農林水産力」を強化していく。

＜青森新時代「農林水産力」強化パッケージ（令和6～10年度）の施策体系＞

- ・販売力強化：所得向上につながる販売戦略の展開
- ・生産性向上：利益の最大化を目指す生産性向上
- ・人財育成：次代を担う人財の確保・育成
- ・農山漁村振興：元気で豊かな農山漁村づくり

3 本県の協同農業普及事業の位置付け

国では、これまで都道府県と協同で取り組んできた、農業経営や農村生活の改善に関する科学的技術及び知識について、直接農業者に接する普及指導を継続するとともに、気候変動等による自然災害の多発や栽培適地の変化、国内人口の減少に伴う国内需要の減少や高齢者の引退による農業従事者の大幅な急減など、これまで経験したことのない課題に対応していくこととしている。

本県の農業は、地域経済・社会を支える基幹産業であり、国民に対する食料の安定供給や環境保全の面で重要な役割を果たしており、今後とも持続的に発展させていく必要がある。

このため、「協同農業普及事業の運営に関する指針」や「青森新時代『農林水産力』強化パッケージ」を踏まえ、普及指導活動の課題として、「本県農業・農山漁村を支える多様な経営体や人財の育成」、「経営力の強化等による農業者の所得向上」、「みどりの食料システム戦略の推進による持続可能な農業生産」、「連携・協働・交流の推進による農山漁村の活性化」に重点的に取り組んでいく。

この実現に向けては、農業普及振興室及び家畜保健衛生所等が本庁各課や市町村、地方独立行政法人青森県産業技術センター、先進的な農業者、民間企業、関係団体等と密接に連携し、生産技術指導から農山漁村の活性化までを結び付けた一貫した支援を行うとともに、対話を通じて現場ニーズを的確に捉え、施策に反映すること等により、効果的かつ効率的な普及指導活動に努めていくものとする。

こうした普及指導活動を通じて、農業者の所得向上や地域農業の振興、農山漁村の活性化を図り、地域経済の発展につなげていく。

第2 普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項

1 普及指導活動の課題

具体的な普及指導活動の課題は以下のとおりとする。

(1) 本県農業・農山漁村を支える多様な経営体や人財の育成

本県の農業の成長を支える多様な経営体や地域計画の実現を支える人財を育成する。

- ①次代を担う若手農業者や認定農業者、地域の中核となる農業法人など高い経営力を持った農業者等の育成
- ②県内外からの新規就農者の確保と定着促進、農村青少年クラブ等の活動支援、地域計画の実現による次世代の担い手等への円滑な生産基盤の継承
- ③労働力の確保に向けた、他産業従事者、他産業退職者、高齢者、障がい者及び外国人等の多様な人財の活用促進
- ④集落営農組織や個別農業者等の法人化の推進
- ⑤地域振興計画の策定や農業経営への参画を促すことができる女性リーダーの育成
- ⑥起業や組織活動を通じた女性農業者の活躍促進

(2) 経営力の強化等による農業者の所得向上

高品質生産・多収栽培技術の確立、輸出を含めた流通基盤の強化及び経営改善の追求などにより、経営力の強化を図るとともに、産地の育成・強化や、消費者・実需者ニーズに対応した優れた産品づくりを推進し、農業者の所得向上を図る。

- ①ロボット技術やICT等を取り入れたスマート農業などあおもり「農業DX」の推進
- ②省力・低コスト化技術の普及や農業支援サービスの活用促進
- ③農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化や農地の有効利用など効率的な土地利用の推進
- ④労務管理能力の向上や農作業安全対策など就業者が働きやすい職場環境づくり
- ⑤労働力不足や気候変動など農業環境の変化に対応できる産地の育成
- ⑥農業協同組合等の関係機関や地域商社と連携した輸出産地の形成支援
- ⑦国内外のニーズに対応するマーケットインを基本とした農畜産物等の生産やブランド価値の高い産品の開発支援
- ⑧産直施設や地元スーパー等との連携、インターネット販売など、地産地消につながる流通・販売の強化に向けた支援

(3) みどりの食料システム戦略の推進による持続可能な農業生産

食の安全・安心を確保し、消費者と生産者との信頼関係を構築するとともに、みどりの食料システム戦略等の環境対策を推進することにより、持続可能な生産体制づくりを強化する。

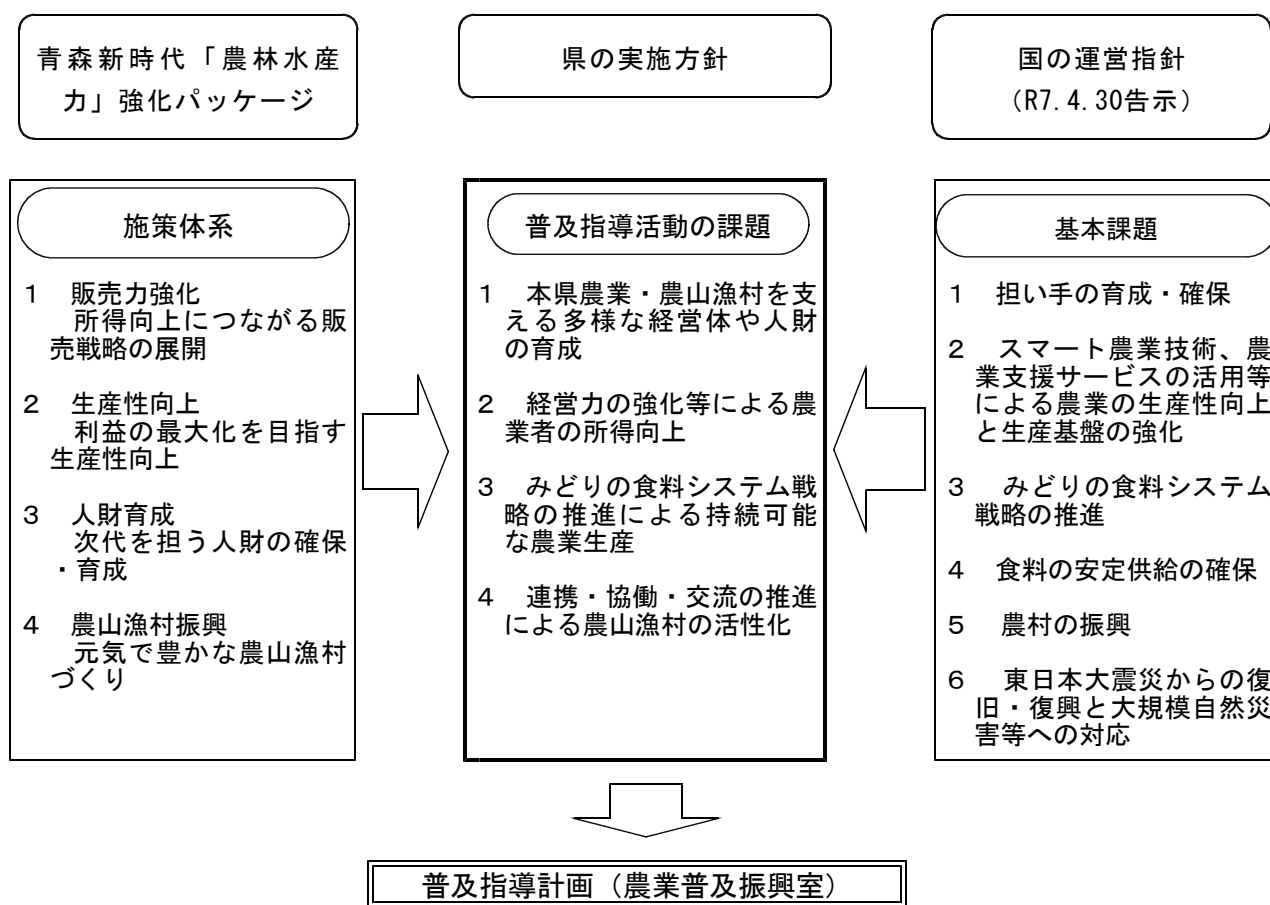
- ①食の安全・安心を支える「日本一健康な土づくり」を基本とした化学肥料の低減や有機農業・特別栽培の推進による環境負荷低減に資する農業の拡大

- ②「植物防疫法」に基づく「青森県総合防除計画」に則った総合防除の推進
- ③G A P（農業生産工程管理）の取得や、食品表示法、米トレーサビリティ法の遵守など、消費者や実需者の信頼を確保する取組の推進
- ④地球温暖化等の気候変動に対応した品種・品目や、安定生産技術の導入
- ⑤自然災害等のリスクに備える農業経営収入保険の活用や農業版B C P（事業継続計画）の策定等を含めた経営の安定化に向けた取組の推進
- ⑥市町村の広域連携の促進など鳥獣被害防止対策の推進

（４）連携・協働・交流の推進による農山漁村の活性化

将来の耕作者を明確化する地域計画の実現に向けた取組のほか、農村RMOやユニバーサル農業など、多様な分野との連携・協働・交流を拡大し、地域全体の収益力を高め、農山漁村地域の活性化を図る。

- ①地域ぐるみの話し合いを通じた地域計画の実現に向けた合意形成への支援
- ②6次産業化や農泊など収益部門を取り入れた「あおもり型農村RMO」の育成
- ③地域の活性化に向けた観光・教育・福祉など多様な分野との連携・協働の推進と、地域コミュニティを支えるソーシャルビジネス等の取組の促進
- ④あおもりの魅力を生かした農山漁村体験や農泊等の促進と受入体制整備の支援
- ⑤顔の見える地産地消の推進
- ⑥優れた食文化や伝統行事などの地域資源の再発見と情報発信
- ⑦農山漁村の多面的機能の維持・向上に向けた環境整備の推進



2 普及指導活動の方法に関する事項

(1) 普及指導員の活動方法

① 普及指導活動の方法

普及指導員は、専門分野に関する高度な技術及び専門的知識を基に、組織的に普及指導活動を行うとともに、集落のリーダーや地域の関係機関等と合意形成を図り、それぞれの役割分担を明確にして課題解決に当たるなど、地域におけるコーディネート力を発揮し、総合的に支援する。また、地域の特性に応じて、農業の技術革新に向けた取組の支援や、地域農業の技術・経営に関する課題の解決、農山漁村の活性化を図る活動に重点的に取り組む。

② ICT利用による普及指導活動の効率化

タブレット型パソコン等のモバイル機器の利用により、画像共有によるリアルタイムの栽培指導やリモートによる研修会の開催等、普及指導活動の高度化及び効率化を図る。

③ 補助事業等施策の活用と提案

技術の専門家集団である普及組織の機能を十分に生かしつつ、経営体の経営改善や地域農業の課題解決を図るため、補助事業や制度資金等の積極的な活用を支援する。また、農業者や関係機関との対話を通じて、現場のニーズを的確に捉え、既存事業の改善や新規事業の創設に向けた施策提案に努める。

(2) 関係機関・団体等との連携

関係機関等との連携において、農業技術や地域の情報を持つ普及指導員は、生産を担う農業者から消費に至る各段階の関係者を有機的に結び付ける、地域農業の発展に向けたコーディネーター的な役割を果たす必要がある。

①市町村、農業協同組合等との連携

普及指導計画と市町村や農業協同組合の地域農業振興計画等との整合性を図り、課題の共有化と役割分担の明確化に努める。

農業者の意向把握や合意形成等については、市町村と連携して進める。

農協組合員を対象に定例的に開催する栽培講習会等については、営農指導員が主体的に実施するなど農業協同組合と役割分担を図る。

また、農地の有効活用など地域計画の実現については、農業委員会や農地中間管理機構などとの連携に努めるほか、新規就農者等の担い手育成については、公益社団法人あおもり農業支援センターと連携して推進する。

②試験研究機関との連携

研究開発に企画段階から参画し、試験研究機関に対して現場の課題や技術の改善点等を伝えることにより、より実用性の高い技術の開発につなげるとともに、その成果を基に農業現場の技術革新を推進するなど、地域の農業の課題について、技術面からの解決に努める。気候変動やスマート農業など急速に変化している事項については、農業革新支援専門員を中心としたネットワーク等により一体的に取り組む。

③教育機関との連携

営農大学校と密接に連携し、地域における就農希望者の入校促進や研修への誘導、在校期間中の現地実習のサポート、卒業後の農業者の発展段階に応じた支援等により、多様な担い手の育成に努める。また、農業高校等の学校農業クラブと農村青少年クラブ等との交流や農村青少年クラブ員の自主的な研究活動等を支援する。農業体験学習や食育等に取り組む教育機関に対しては、情報提供と相談活動等の協力を行う。

④先進的な農業者や地域リーダー等との連携

農業経営士やVIC・ウーマン等の先進的な農業者や地域リーダーとの協働に努める。

ア 新規就農者の育成

一般的・基礎的な栽培管理手法や農産物の安全確保のために必要な技術等を指導するとともに、先進的な農業者の協力を得ながら、経営・労務管理手法を含めた実践的な技術・経営指導を行うなど、新規就農者の育成を図る。

イ 先進的な農業者や農業法人が持つ技術の普及

先進的な農業者や農業法人が自ら研さん・試行錯誤して確立した有用な技術について、地域に広めるためのマニュアル化・平準化を図り、地域全体に普及させる。

なお、当該技術の普及に当たっては、特許権や育成者権などの知的財産の保護に留意する。

ウ 地域の先進的なモデルの育成

試験研究機関等が開発した革新的技術について、先進的な農業者や農業法人と連携した実証試験等により実用的な技術として改善・確立を図るなど、他の農業者の参考となる地域の先進的なモデルを育成する。

⑤専門家との連携

税務、会計・経理、労務管理、農産物加工、マーケティング、ＩＣＴ、環境保全型農業、６次産業化、知的財産、鳥獣被害対策等について、専門家と農業者との橋渡し役となり、取組全体のコーディネートを行う。

また、新技術の現地実証や新規就農者の育成、農産物の加工・直売等については、普及指導員ＯＢ等を活用する。

⑥産学官の連携

新技術の導入や地域資源を活用した新産業の創造、地域共生の取組等に係る普及指導活動に当たっては、大学との連携に努めるとともに、民間専門家を積極的に活用するなど、産学官の連携を強化する。

⑦他産業に関する指導機関との連携

地域の多様な資源を活用し地域農業の振興を図る観点から、林業及び水産業に関する普及指導員、商工会議所等の農業以外の産業の指導機関との連携に努める。

⑧都道府県間の連携

鳥獣害対策や有機農業、気候変動や自然災害への対応、家畜伝染性疾病や病害虫・雑草防除など全国的な課題に対して、効果的な普及指導活動となるよう、都道府県間の情報共有や技術協力に努める。

⑨食料システム関係者等の多様な関係者との連携

社会全体が急速に変化する中で、農業の生産性向上と持続可能性の両立や農村地域社会の維持というこれまで経験したことの無い課題に対応するため、上記関係者に加え、生産資材関係事業者や、食品等事業者、消費者等食料システム関係者との有機的な連携に努める。

（３）普及指導計画の策定と評価

①普及指導計画の策定

普及指導計画は、本方針及び別に定める「普及指導計画及び普及指導活動評価書作成要領」に基づき策定する。

ア 農林水産事務所が策定する普及指導計画

農林水産事務所長は、管内の取り組むべき課題を効果的かつ効率的に解決するため、普及指導計画を策定する。

イ 農業革新支援センターが策定する普及指導計画

農業革新支援専門員は、複数の農林水産事務所にまたがる課題など、重点的な取組が必要な重要課題等について、重点プロジェクト計画を策定する。

②普及指導活動の対象

普及指導活動の対象は、早期に普及指導活動の成果を確保し、その成果を迅速に地域に波及させる観点から、モデル的な役割が期待でき、改善意欲の高い集落、組織、経営体（法人化や統合を目指す集落営農組織、新たに農業参入した法人、認定農業者等の経営改善に意欲的な農業者、将来の担い手となる新規就農者、経営参画に意欲的な女性農業者等）など、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化する。

③計画的な普及指導活動の実施

普及指導活動に当たっては、農業普及振興室長、副室長が中心となって、定期的に進捗状況の共有や活動方法の検討を行うなど、十分な進行管理の下に計

画的に実施する。

④普及指導活動の評価

毎年度、成果目標の達成状況の確認を行い、目標未達の普及指導計画については、活動方法や活動体制の改善を図る。

また、農業者等のニーズに対応し、高い成果を創出する普及指導活動とするため、普及指導計画に定められた成果目標の達成状況及び普及指導活動の体制（組織体制や人員の動向、普及指導員の資質向上の取組等）について、外部評価を実施し、幅広く客観的な視点から評価を受け、その評価結果を踏まえて次年度以降の普及指導計画を見直し、活動の改善を図る。

（４）情報の収集・発信の強化

①情報収集

普及指導活動により得られた現地実証技術や現地優良事例に加え、大学や県内外の試験研究機関で開発された高度・新技術情報及び普及情報ネットワーク（E K－S Y S T E M）を活用した技術・経営情報等、農業者の経営革新に必要な情報の集積に努める。

②情報の提供

農業者や関係機関に対して、農業施策や技術情報、補助事業などの有益な情報を確実に届けるため、集落座談会や各種研修会など直接農業者に接する機会を通じた情報提供を行う。

また、迅速かつ効率的に提供するため、青森県農業・就農情報サイト「農なび青森」やホームページ、SNS等を積極的に活用するなど情報発信を特に強化する。

知的財産など保護が必要な情報については、関係例規に基づき情報の適切な管理に努め、情報流出に留意する。

第３ 普及指導員の配置に関する事項

１ 普及組織の体制

（１）農業普及振興室の設置

普及指導活動を機動的かつ効率的に推進するため、農林水産業の振興を担う県内６か所の農林水産事務所（東青、中南、三八、西北、上北、下北）に、農業普及振興室（農業改良助長法第１２条に規定する普及指導センターとして設置するものをいう。以下同じ。）を設置するとともに、農業者などの利便性を考慮し、黒石市、三戸町、つがる市、三沢市の４か所に分室を設置する。

（２）普及指導活動の体制

農業普及振興室は、広域担当（企画班）と地域担当（地域班）を基本とし、普及指導員が調査研究や普及指導活動により得た知見を集約するとともに、試験研究機関や民間企業等で開発された技術や生産・経営力の強化に向けた支援制度等に関する情報収集を図りつつ、農業者のニーズに応じた高度な技術・経営指導や関係者の合意形成に基づいた地域農業の課題解決に取り組む。

また、試験研究機関や民間等の専門家、農村整備担当部局等と連携し、スマート農業をはじめとした先進的な技術及び経営に関する情報発信を行い、相談窓口として機能するよう努める。

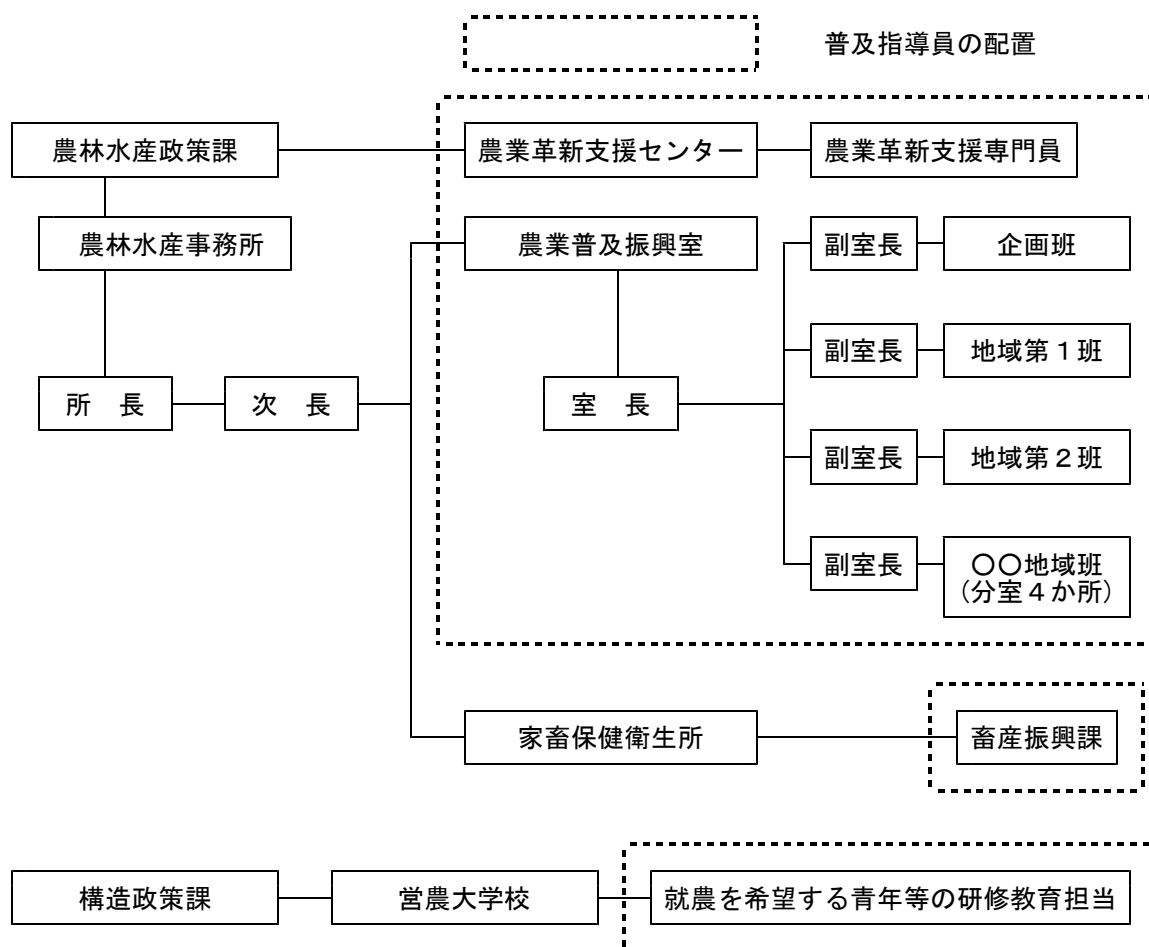
さらに、あおもり「農業DX」の実現に向けた、データ駆動型の普及指導体

制の構築を図る。

(3) 農業革新支援センターの設置

農業革新支援センターは、先進的な農業者等からの、高度かつ専門的な技術や経営に関する相談等、農業普及振興室で対応が困難な相談に適時・適切に対応するため、農林水産政策課に設置する。

<普及部門の組織体制>



2 普及指導員の配置

(1) 農林水産事務所農業普及振興室等に配置する普及指導員

地域農業の動向や課題に応じて、地域において必要とされる専門分野、経験年数及び年齢構成等を考慮し、適正配置に努める。

また、畜産の振興、飼料作物の生産及び畜産環境の改善指導等を広域かつ効率的に行うため、家畜保健衛生所に畜産担当の普及指導員を配置する。

(2) 営農大学校に配置する普及指導員

農業者研修教育施設である営農大学校には、農業後継者の育成や栽培技術、経営管理、農業機械指導等にも精通した普及指導員を配置する。

(3) 普及指導員の計画的な育成・確保

普及指導活動に係る基礎的な知識、専門的な技術・手法の習得については、集合及び派遣研修、ICTを活用して行うほか、農業者からの高度かつ多様なニーズや地域課題の対応等については、再任用を含む経験豊富な普及指導員から若手及び中堅職員にノウハウが継承できる体制づくりを進める。

農業普及振興室等に配置された新採用者等は、OJT研修等を通じて課題解決能力の向上を図るとともに、普及組織は、これまで培ってきた技術や知見の継承等により普及指導員として早期育成と意欲向上に努める。

3 農業革新支援専門員の配置

研究や教育、他行政機関等との連携強化による専門技術の高度化や政策課題への対応、普及指導活動の総括・指導、効果的・効率的な普及指導活動のための総合的な企画調整、普及指導員の資質向上、普及活動手法の開発、先進的な農業者等に対する高度かつ専門的な相談対応等の業務を担う普及指導員を農業革新支援専門員として農林水産政策課に配置する。

4 普及指導員の在任期間

普及指導員の在任期間は、農業者や地域との信頼関係を維持し、継続的な普及指導活動を行うことにより、地域農業の持続的な発展や農家の経営改善が十分に図られるよう、一定期間継続して従事できるよう配慮する。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 人材育成計画

農林水産政策課長は、普及指導員の資質を継続的に向上させ、長期的な視点から普及事業に必要な人材の確保と適切な配置を進めるため、普及指導員が目指すべき人材像や求められる資質、人材育成に向けた取組方針等を内容に含めた「人材育成計画」を策定する。

2 研修の実施

(1) 基本的考え方

普及指導員に求められる役割を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られるよう、人材育成計画に基づく国及び県段階の研修等を体系的に組み合わせ、計画的に普及指導員を育成するとともに、普及指導員個々が自己研さんを促進するよう努める。

(2) 計画的な実施

農林水産政策課長は、普及指導員の育成と資質向上を計画的に進めるため、年度ごとに「普及指導員等研修実施計画」を定める。

また、普及指導員個々の能力や研修に対するニーズを把握しながら、解決すべき課題等に応じて受講させることを基本とし、アンケート調査等により研修計画の充実に努めるなど、効果的かつ効率的な研修体制を構築する。

(3) 内容

①実践指導力の強化

普及指導活動経験の少ない新任普及指導員等に対しては、実践指導力の向上を図るため、普及事業の概要及び農政課題、普及指導活動手法、専門分野に関する基礎的知識及び技術、農業経営の基礎的な知識等に関する研修を受講させるとともに、職場内でトレーナーを定めて実施するOJT研修を強化することで、農業普及振興室全体での早期育成に努める。

②専門指導力の強化

専門分野を中心とした課題解決能力の向上を図るため、作物ごとの技術に関する研修に加え、国際水準GAPやスマート農業、「農業DX」、マーケティング、有機農業を含む環境保全型農業、農作業安全、経営管理、知的財産の創造と保護及び活用の支援に関する指導能力の向上に関する研修を実施する。

③総合指導力の強化

食料システム関係者等と産地をつなぐハブ機関としての役割を発揮するためのコーディネート力、地域計画の実現や見直しに向けた話し合いを円滑に進めるファシリテーション力などの資質向上を図るため、国などが実施する研修を受講させる。

④企画・運営能力の強化

農業普及振興室長や農業革新支援専門員等に対しては、普及組織の総合力を発揮するための組織運営と活動強化、普及指導活動の企画調整・進行管理、普及指導員の育成と資質向上等を効果的に進めるため、国が実施する研修を受講させる。

(4) 方法

研修に当たっては、ICT等を効果的に活用しつつ、集合研修による講義や討議、演習、実習に加えて、新任の普及指導員等に対するOJT、先進的な農業者や大学、試験研究機関、民間企業への派遣研修、eラーニング、オンライン研修等を組み合わせて実施する。

3 調査研究による資質向上

普及指導員は、普及指導計画の目標達成や指導対象の課題の発見や解決に資する調査研究を行い、相互研さんを通じて、資質向上に努め、普及指導活動の高度化を図る。

4 人事交流の促進

高度・先進技術の指導や地域農業の課題解決能力を身につけるとともに、事業推進や担い手育成等、幅広い視点に立った普及指導が展開できる普及指導員を育成するため、県庁関係課や教育、試験研究機関等との計画的な人事交流を積極的に実施し、総合的な指導力の維持・向上に努める。

第5 農業者研修教育の充実強化

営農大学校は、実践的な農業の技術力と経営力を備え、効率的かつ安定的な農業経営を行い、地域で活躍できる農業者を育成するために必要な取組を行う。

1 研修内容の充実強化

営農大学校は、「営農大学校機能強化アクションプログラム」に基づき、大学や民間企業等との連携により、農業の6次産業化やスマート農業技術、環境負荷低減に資する生産技術に対応した研修内容の充実強化を図る。

2 就農支援の取組の推進

営農大学校は、就農希望者や新規就農者、社会人等を対象として発展段階に応じた研修機会を提供し、就農意欲がある青年等を育成する。

また、農業普及振興室や関係機関と連携・役割分担の下、農業者等の下で研修を受けている就農希望者に対し、必要に応じて研修の補完を行う。

3 農業高校等生徒への研修機会の提供

農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人財を育成するため、農業高校や普通高校等の生徒等に対する実践的な研修の機会を提供する。

4 外部評価の実施

営農大学校は、研修の内容、その成果及び実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行うものとする。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 実情に即した普及事業の改善

県は、農業情勢の変化、農業政策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即して普及事業の改善に取り組む。

2 普及事業の理解促進

県は、県民の普及事業の理解促進を図るため、ホームページやSNS、イベント等により、農業情報や普及活動事例を積極的に発信する。